

サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直しについて

提案の概要

- 現行、サテライト型の養護老人ホームを設置するときは、本体施設は病院、介護老人保健施設、診療所のみとされており、養護老人ホームを本体施設とすることは認められていない。
- 養護老人ホームを本体施設とするサテライト型養護老人ホームの設置を認めてほしい。

厚生労働省としての考え方

- サテライト型養護老人ホームは、介護療養病床の廃止に伴う転換整備の一環として、本体施設の要件を病院や介護老人保健施設、診療所としたものであり、軽費老人ホームなど他の施設にも同様の要件を有するものがある。
- このため、当提案については、養護老人ホームにおける今後の果たすべき役割を視野に入れつつ、他の施設類型との比較の必要性も踏まえ、関係団体や自治体等関係者の意見を幅広く聴取しながら検討を行い、平成29年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

○ 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う**措置施設**。
(老人福祉法第20条の4)

○ 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

(措置の理由)

- ・ 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・ 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

2. 制度の概要

- 施設数等
(H26.10現在
※詳細票が回収できた
施設のみ)
- | | |
|--------|---------------------|
| ・ 施設数 | 917施設 |
| ・ 定員数 | 62,393人 |
| ・ 入所者数 | 56,963人 (入所率 91.3%) |
- 利用対象者
- ・ 市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定
- 面積基準
- ・ 10.65㎡以上

3. 整備費・運営費

- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、養護老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
- ・ 「小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）」の整備費用及び開設準備経費
 - ・ 「広域型の養護老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和について

提案の概要

- 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用できるようにする。

厚生労働省としての考え方

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第4号）において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間、食堂等の設備については、専らその事業の用に供するものでなければならぬ旨を規定しており、上記基準の解釈通知において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースと共用することはできない旨を示しているものである。
 - ただし、上記基準のただし書きにおいて、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合はこの限りではないことと規定しており、事業所の通いサービスの利用定員が少ない場合など、指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得ると判断できる場合にまで、一律に共用することを認めないという趣旨ではないことから、解釈通知について必要な見直しを検討し、今年度中に改正・周知することとしたい。
- ※ 該当部分は参酌すべき基準であるため、現行制度においても、自治体が基準を参酌した上で、小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂を交流スペースと共用する取投を行うことは可能。

小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。

- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」



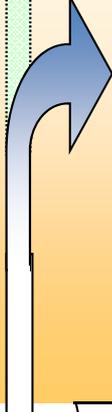
「訪問」



人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「泊まり」



「通い」を中心とした
利用

様態や希望により、
「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たす場合は最大18名）
- 「泊まり」の利用定員は「通い」の利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

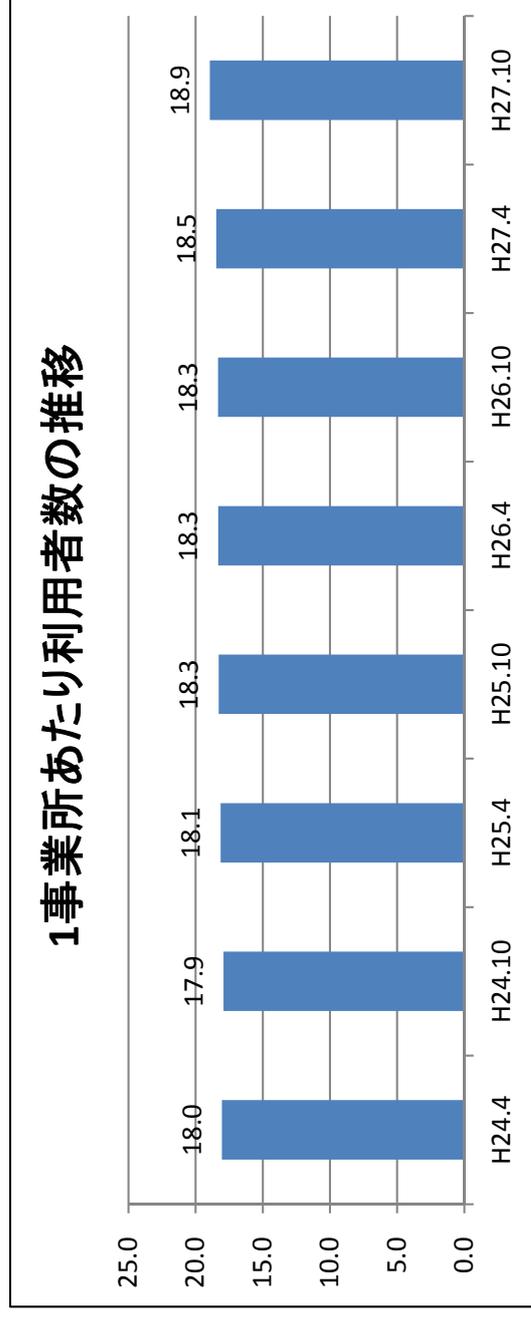
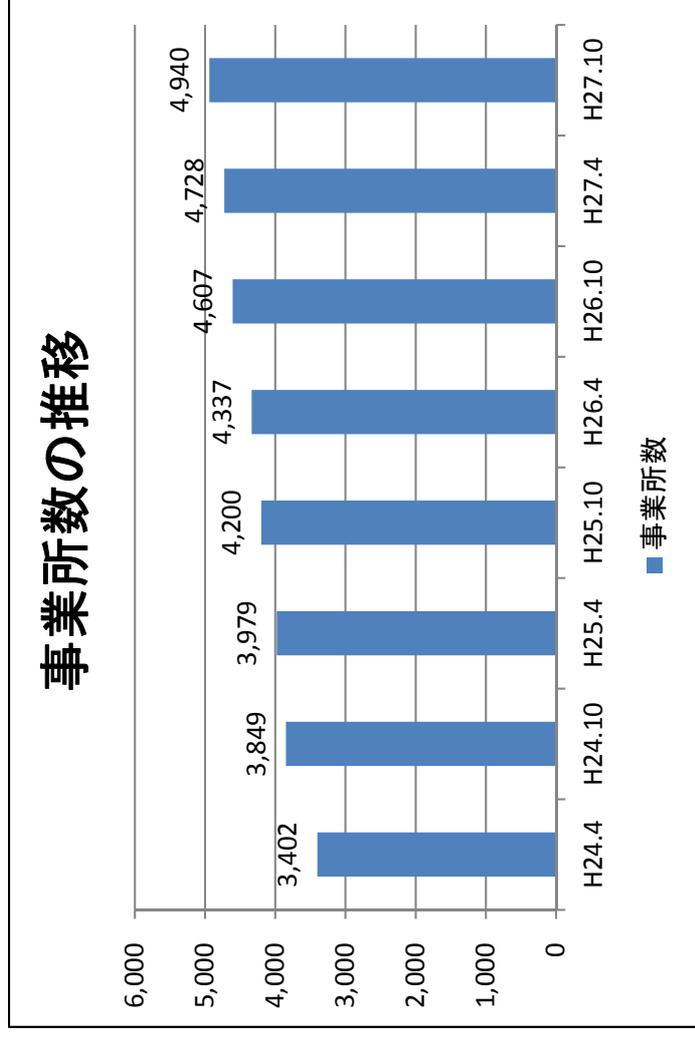
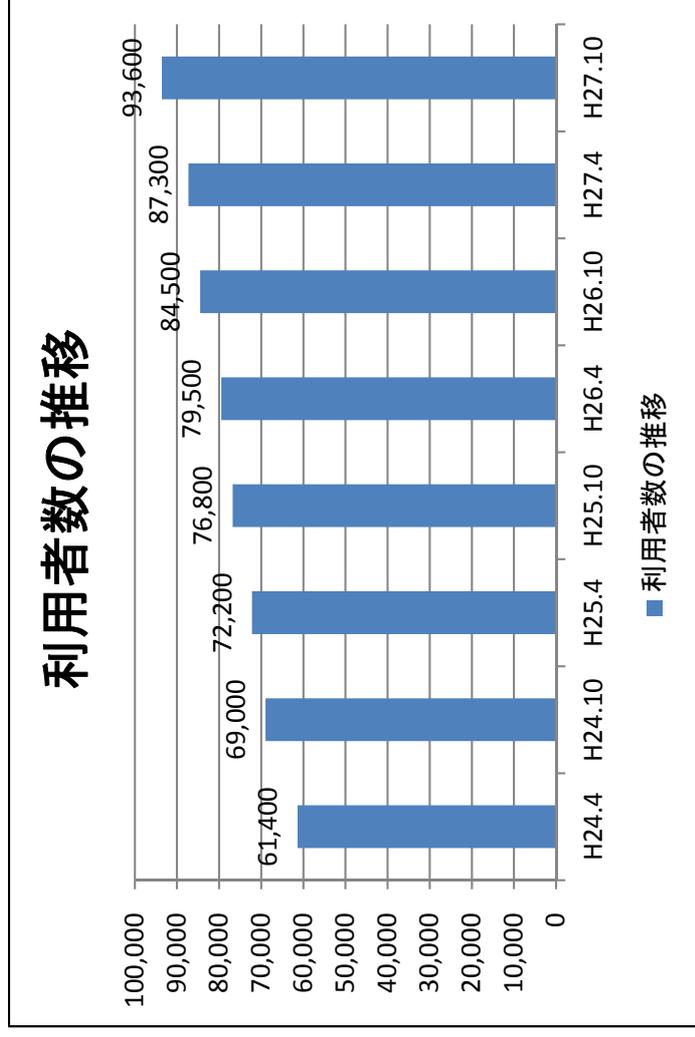
- 介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人
+ 訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でブルーライバシーが確保できるしつらえ

○ 要介護度別の月単位の定額報酬

小規模多機能型居宅介護の実施状況



(資料出所)厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4, 10月審査分)

指定地域密着型サービスに関する基準について

◎ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

（設備及び備品等）

第六十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他の指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂 居間は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ～ニ（略）

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4・5（略）

◎ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付け課長通知）

第三. 地域密着型サービス

四. 小規模多機能型居宅介護

3. 設備に関する基準

(2) 設備及び備品等（基準第67条）

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共通しても差し支えない。また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室、食堂及び法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いが行わないこと。